

いじめ防止対策基本方針

海星中学校いじめ防止基本方針

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 県・市の基本方針	学校教育目標 確かな学力を身につけ、心豊かで、たくましい生徒を育成する	生徒・地域の実態 ○ 教育への関心が高い地域 ○ 小規模校特有の固定化した人間関係 ○ 転出入が多い地域 ○ 15歳での島立ち
いじめ防止対策推進法	いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 ※ 起こった場所は学校の内外を問わない。 ※ いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。	生徒・保護者の願い ○ いじめがなく、誰もが安心して楽しく生活を送ることができる学校の雰囲気づくり ○ 何でも相談しやすく信頼できる職員集団
県の「いじめ防止基本方針」 市の「いじめ防止基本方針」		

いじめ防止等に向けた基本方針

- 学校の教育活動全体を通じて、誰もが、安心して、楽しく生活できる学校づくりを目指す。
- 生徒が主体となって、いじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- 「いじめを絶対に許さない」「いじめられている絶対に生徒を守り抜く」ことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

家庭(PTA)との連携 (1) 子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。 (2) 子どものがんばりを認めて褒め、いけない時には毅然とした態度で叱ることを願う。 (3) 親としての子育てへ積極的参加を啓発する。 (4) スマートフォン等利用の注意点やネットモラル等の啓発と協力をお願いする。	いじめ対策委員会(「生徒指導部会」と兼ねる) 全職員参加型生徒指導部会 (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組 (2) いじめの状況把握および分析 (3) いじめを受けた生徒および保護者に対する相談及び支援 (4) いじめを行った生徒に対する指導 (5) いじめを行った生徒の保護者に対する助言 (6) 専門的知識を有する関係者等との連携 (7) 教職員研修の実施 (8) その他いじめ防止に関わることの立案と検証	地域との連携 (1) 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼する。 (2) 各地域で気になる子どもへの積極的な声かけや学校(保護者)への連絡を行う。
		関係機関との連携 (1) 必要に応じて、教育委員会に連絡・相談し対応する。 (2) 同様に派出所・警察関係や相談機関等とも連携する。

学校の教育活動全体中での「いじめ防止」等の具体策

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの対応(早期対応から事後のケア)
人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。 (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。 (2) 道徳教育・特別活動・人権教育を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める(エンカウンター等の授業など)。 (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。 (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。 (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。 (6) その他、「積極的生徒指導」を推進する。	学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。 (1) 生徒の声に耳を傾ける。(毎月のいじめアンケート調査、生活の記録、個別面談等) (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、日常生活・休み時間・放課後、ネットパトロール等) (3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等) (4) 定期的な地域の方々との情報交換を行う。(民生委員等との連絡会、地域モニターの会等)	詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。解消後も継続的な見守りを行う。 (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。 (3) 校長等は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。 (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。 (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。 (6) いじめが解消した後も、継続的に見守り、保護者と継続的な連絡を行う。

いじめ防止に関する年間計画(主なもの) ※詳細は生徒指導年間計画参照

- いじめのない学校づくりの日(毎月1日)の取組(記名アンケート、教職員や保護者向けのチェックリスト、生徒会の活動等)
- 「いじめ問題を考える週間」(1学期、2学期のはじめ)の取組(いじめ等に関する授業、校長講話、生徒会の活動など)
- 県のいじめアンケート(年2回、無記名)と必要に応じて学校独自で実施する無記名アンケート
- 県の携帯・スマートフォン・インターネット等の実態調査(年1回)と学校独自で実施するアンケート(情報モラル教育)
- 定期相談(1学期、2学期の年2回)やチャンス相談の実施、保護者への電話連絡、スクールカウンセラー等の推進
- 生徒指導部会(いじめ対策委員会)の原則週1回実施と職員への周知徹底による共通理解・共通実践
- いじめに関する職員研修(「いじめ対策必携」の活用、事例研究等)
- 小中一貫教育に関する実態調査等を活用した小学校との連携(小中一貫教育推進会議、領域部会等)